

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 23 日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒260-0024

住 所 千葉市中央区中央港1-12-3

氏 名 東亜建設工業株式会社 千葉支店

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

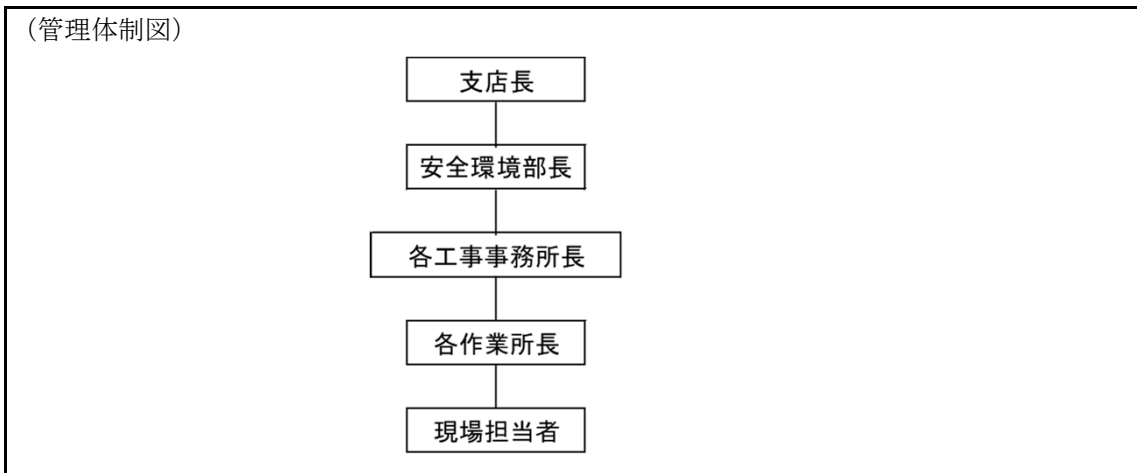
電話番号 043-242-2623

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東亜建設工業株式会社 千葉支店
事業場の所在地	千葉県管轄区域内
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	(大分類) 建設業 (中分類) 総合工事業 (小分類) 一般土木建築工事業
② 事業の規模	(対象区域内前年度完成工事高) 4,902百万円
③ 従業員数	74人 (正社員55人、常勤関係職員19人)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	2,974.9 t	t
	(これまでに実施した取組) ■産業廃棄物の3Rの推進と法令の遵守 ①現場での分別強化・発生量の抑制・再利用・再資源化の促進に向けた、支店内及び現場内環境教育や環境清掃活動等を通じて指導を実施。 ②法令遵守に向け、中間処理場及び最終処分場の着工前・施工中・処理後の立会い監視・確認を実施した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	2,817.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ■産業廃棄物の3Rの推進と法令の遵守（継続） ①現場での分別強化・発生量の抑制・再利用・再資源化の促進に向けた、支店内及び現場内環境教育や環境清掃活動等を通じて指導を実施する。 ②法令遵守に向け、中間処理場及び最終処分場の着工前・施工中・処理後の立会い監視・確認を継続して実施する。 ③3R推進の垂れ幕を掲示して、ごみの分別に一層、注力する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 小規模工事が多く、施工高あたりの混合廃棄物の割合が高くなっている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事内容に合わせて可能な限り分別強化とリサイクル率強化を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組) 工事の仕様により可能な場合は、コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがらを現場内で破砕し、再利用を行うことがあるが、前年度は実績なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、可能な場合は、コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがらを現場内で破砕し、再利用を行うが、計画時には予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	t
(これまでに実施した取組) 処理施設を保有していない為、自社では中間処理を行っていない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も処理施設を保有しない為、自社では中間処理を行わない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組) 今後も処理施設を保有しない為、自社では中間処理を行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	2,974.5 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	630.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,974.5 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組) ■産業廃棄物の3Rの推進と法令の遵守 ①発生量の抑制・再利用・再資源化の促進に向けた、支店内及び現場内環境教育や環境清掃活動等を通じて指導を実施した。 ②現場内でのBOX仕分け、分別処理、ゴミくずの減量化を実施した。 ③法令遵守に向け、中間処理場及び最終処分場の着工前・施工中・処理後の立会い監視・確認を実施した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	2,817.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	574.5 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,817.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<p>■産業廃棄物の3Rの推進と法令の遵守(継続)</p> <p>①発生量の抑制、再利用、再資源化等を促進する。 具体的には、現場内での分別強化、支店内及び頑張内の環境教育や環境清掃活動等を通じ、分別解体、3R、工事管理利用等再資源化・縮減対策等の指導を強化し、更なる減量化とリサイクル率の向上を目指す。</p> <p>②法令遵守に向け、中間処理場及び最終処分場の着工前・施工中・拠点処理後の立会い監視・確認を継続して実施する。</p> <p>③3R推進の垂れ幕を掲示して、ごみの分別に一層、注力する。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

